

起因物、事故の型：クレーン - 激突されの死傷災害発生事例（2017年）

2017 年 発生 月	時間	死傷災害発生事例	年 齢	業種 小 コー ド	労 働 者 規 模
1	8~9	被災者は、生材置き場に、搬入された生材鋼板（2400×12.5m、t12、約2.8t）を、天井クレーンに吊ったリフティングマグネットを使用して、トレーラーから積み下ろす作業を行っていた。トレーラー荷台より鋼板を地切したのち、90度回転させて移動を試みたが、その際の回転力が強すぎて必要以上回転しそうになったので、思わず左手で押さえようとした時、回転が停止せず、そのまま添えた手とともに鋼板がトレーラーのアオリに激突し、左手第3、4指を受傷した。	58	11209	1 ~ 9
2	9~10	当社第一工場にて、倉庫柱（9,217mm×588mm、1,800kg）の端梁を溶接中に、別の柱を吊り上げている天井クレーン（A）に、隣の天井クレーン（B）が移動してきた後に当該天井クレーン（A）に接触したため、つり下げられた柱が反動で揺れ、溶接中の倉庫柱と反動で揺れた柱に左手を挟まれ受傷した。	28	11209	30 ~ 49
2	10~11	当社敷地内、屋外製品ヤードにて、材料の荷降ろし中、台木が足りなかった為、底板がたわみ、吊金具のチェーンが地面と材料の間に挟まった。それをクレーンで上げ引き出そうとして、チェーン吊り元側でクレーンを操作し、チェーンを引いたが、チェーンが外れた反動で自分にチェーンが直撃した。	57	11209	10 ~ 29
2	8~9	当社作業場内において鉄平棒（厚さ2mm×幅250mm×長さ2000mm、重量200kg）を切断機から材料置場にクレーンで移動中クレーンが壁にぶつかりクレーンで吊っていた鉄平棒がバランスを崩し左足首に接触し、負傷してしまった。	40	80209	1 ~ 9

3	11~12	当社加工場内で加工材料を移動中、吊り上げた材料が振られ足にあたり、その反動でふらつき後ろにあった機械に足をぶつけた。	50	11209	1 ~ 9
3	8~9	休業明けの炉床及び炉側面のノ口・地金除去作業中、出鋼口付近のノ口・地金を除去するため、破碎機で除去しようとしたが硬すぎるため、クレーンを使用し除去しようとフックを左足で踏みつけクレーンを巻き上げたとき、フックが外れ飛ばされた。	27	11002	50 ~ 99
3	9~10	ダクトの製作作業を行っていたとき、後ろから直径214cm・幅75cm・重さ約1tの摺動管が転倒し飛ばされ左足をダクトに挟まれて負傷した。摺動管を他の従業員がチェーンで上から吊して移動させる操作をしていた際に、チェーンが絡まってバランスが崩れ、摺動管が倒れた。なお、安全靴とヘルメットは着用しており、玉掛け・クレーン操作は有資格者が行っていた。	63	11209	10 ~ 29
3	9~10	ダクトの製作作業を行っていたとき、後ろから直径214cm・幅75cm・重さ約1tの摺動管が転倒し飛ばされ左足をダクトに挟まれて負傷した。摺動管を他の従業員がチェーンで上から吊して移動させる操作をしていた際に、チェーンが絡まってバランスが崩れ、摺動管が倒れた。なお、安全靴とヘルメットは着用しており、玉掛け・クレーン操作は有資格者が行っていた。	29	11209	10 ~ 29
3	14~15	本社工場で、クレーンの無線リモコンを使用して機械の移動を自分が立っている方向へ動かしている時に、強風で機械が流され、置いてある機械との間に挟まれ鎖骨・肋骨を骨折した。	46	80409	50 ~ 99
3	9~10	クレーン操作中、スプロケット（直径2mの丸い製品）の吊位置を変えようとして一度床に置いた時、スリングが緩んでいたため製品が自分の方に横滑りし、左足親指を骨折した。	33	11301	30 ~ 49
3	16~17	仕上工場内で終始部品仕上作業中に、隣で仕上作業をしていた人が天上クレーンで未仕上製品を吊り上げ運ぶ際、操作を誤り振り子のようになった部品が飛んできて、作業中の製品との間に左手小指の先を挟まれケガをした。	29	11002	10 ~ 29
5	19~	機械工場内で、梱包作業をしている時に急いでいたため狭い所での作業となり、吊り下げクレーンが動いてしまい、クレーンに付いているマグネットに	49	11209	10 ~

	20	頭を打ち、創傷した。			29
5	18~ 19	現場にて、門型クレーンを使いトラックの荷台から重さ68kgの大型ファン（690mm×920mm×H1160mm）を降ろす作業を行っていた際、クレーンを作動させた社員が地切り（一度地面に吊り荷をつけてバランスを確認する作業）を怠った為、リモコン作業で持ち上げた際に吊り荷が振れ、傍でサポートしていた作業者の胸部に当たり、胸骨を骨折した。	41	40301	10 ~ 29
6	11~ 12	工場内の在庫保管棚上段で（地上から約2m）、在庫の整理・片付けをクレーンを使用して行っていた。クレーンはレール等もある為、壁際に設置している棚の真上まで角パイプを移動させることは出来ない為、チェーンブロックを使い、角パイプを棚まで引き込むよう移動させようとした際、角パイプの両端にセットしたチェーンブロックの片体が外れ、振り子のように棚の上段にいた被災者に直撃し、工場内の柱と角パイプに背中と胸部を挟むように圧迫された。	47	11209	10 ~ 29
6	23~ 24	製品（約44kg）加工の完了後、治具から外し、吊り上げ治具をセットし吊り上げようとクレーンを上昇させた際に、吊りフックが外れて顔に飛来し、裂傷を負った。	37	11002	50 ~ 99
6	16~ 17	工場内1Fにてクレーン作業中、原板（長さ2,500×巾300×厚80、600kg）をばん木の上に下そうとした時に、原板が傾いて膝の上部を打撲した。スリングで吊っていても据付け時には吊荷が傾くことがあると、充分確認した上で作業を行わなかったために起こった事故である。	32	11209	1 ~ 9
7	14~15	仕事の段取り作業中、厚板母材を天井クレーンからのフックに掛けられるよう、母材を割る際に、フックが外れ、右肩鎖骨部に外れたフックが当たり打撲した。	35	11209	50 ~ 99
7	13~14	工場内で鉄骨の片付け作業中、門型クレーンで鉄骨（300mm×150mm×10m、500kg）を吊り上げて動かしたが、鉄骨の端がガーターに引っかかり、安定を失って手前にずれ落ちてきたため、鉄骨のフランジが、後向きになった本人の両足下腿部に当たり、負傷した。	41	11209	1 ~ 9

7	13~14	クレーンで鋼材を吊り上げ、台の上に移動させようとしたところ、台に鋼材が当たり台が倒れて左足を骨折した。	66	11301	1 ~ 9
7	11~ 12	工場内でスケーラー作業中、H鋼製品を移動していたところ、製品を積み重ねていたときに吊り上げていた製品が振れ、近くのH鋼製品との隙間に左小指を挟み負傷した。	18	11209	50 ~ 99
7	8~9	会社作業場にて、トラックの荷台上で鋼材の荷卸し作業を行っているときに、ホイストで吊っていたコラムが荷台上に置いてあったH鋼に当たり、倒れたH鋼が右足に当たり負傷した。	69	40301	10 ~ 29
7	10~ 11	工場にて、鋼材を荷台に上げるため荷台に上り、クレーンを使用して鋼材を置く作業をしている最中、鋼材が振り子のように少し揺れ、その際に鋼材の頭が左足に当たり骨折した。	68	11209	1 ~ 9
9	9~ 10	一人で本社工場において、鋼製煙突の仮組作業をしていた。作業中電話があったので作業を一時中断し対応した。そうこうしているうちに、うっかりして倒れどめをするのを忘れたまま、鉄板を吊っていた天井クレーンのクランプを外した。そのため、鉄板がそばにいた本人に倒れかかり転倒し、床にあった鋼材に前頭部を打って負傷した。	37	11209	10 ~ 29
9	11~ 12	工場足場板（原板）を切断台にセットするために、床上操作式クレーンで移動中に、ハッカー（吊りフック）の不安定なかかり具合により、原板が不安定になり右足にぶつかった。吊り上げ時のフックのかかり具合の確認ミスによる事故である。	53	11209	10 ~ 29
9	15~ 16	工場定盤（6m×25m）を吊り上げる作業をしている時に、1点吊をしてクランプが定盤に引っかかっている事に気づかずにクレーン（2.8トン）を上げてしまったため、引っかかっていたクランプが外れてクランプが顎に当たってしまった。	41	11209	10 ~ 29
9	14~ 15	会社内で天井クレーンでアリゲーター（縦1m横50cm高さ1m重さ約500kg）を移動させていたところ、おろす所に電線があったので右足でよけようとした時、おいてしまい右足甲部にアリゲーターの角が当たり負傷した。	75	80109	10 ~ 29

10	15～ 16	入庫製品が到着、クレーン作業補助として作業を開始。5号倉庫北側奥まで移動し、西側へ4m程移動。クレーン作業者と反対の西側に立ち、幅2m位の場所に製品を降ろそうとしたところ、製品が西に揺れ西側に保管している製品に当たると思い手で止めた。反動が大きく製品と製品に手が挟まり負傷した。	54	80401	10 ～ 29
10	10～ 11	第1工場A棟において、ビルトエイチ部材（以下BH）を溶接形鋼組立装置（以下組立機）にて組立作業中、BH用フランジ材（平板 W350×t18×L9000）をローラーコンベア上に送材し、ストッパー治具（以下治具）を左手で支えフランジ端部を治具に合わせようとした時、クレーンにて組立機に送材してきたBTがフランジに接触。その弾みでフランジ材が手前に動き、治具を支えていた左手第三指が治具とフランジ材に挟まれ被災した。	23	11209	50 ～ 99
11	14～ 15	工場内において高所作業中にて品物を回転させる作業の補助中、品物にシャックルを掛ける作業をしていた際、2つのシャックルを掛けようとしたところ、品物が動き高所作業車に当たり倒されて負傷した。	45	11209	1 ～ 9
11	14～ 15	工場内において高所作業中に品物を回転させる作業の補助中、品物にシャックルを掛ける作業をしていた際、2つのシャックルを掛けようとしたところ、品物が動き高所作業車に当たり倒されて負傷した。	35	11209	1 ～ 9
11	14～ 15	本社工場内において高所作業車（高さ3m）にて品物（重さ45t）を回転させる作業の補助作業中、品物にシャックルを掛ける作業をしていた際、2つ目のシャックルを掛けようとしたところ、品物が動き高所作業車に当たり倒れて受傷した。	38	11209	30 ～ 49
11	14～ 15	本社工場内において高所作業車（高さ3m）にて品物（重さ45t）を回転させる作業の補助作業中、品物にシャックルを掛ける作業をしていた際、2つ目のシャックルを掛けようとしたところ、品物が動き高所作業車に当たり倒れて受傷した。	45	11209	30 ～ 49
		本社工場内において高所作業車（高さ3m）にて品物（重さ45t）を回転させ			30

11	14～ 15	る作業の補助作業中、品物にシャックルを掛ける作業をしていた際、2つ目のシャックルを掛けようとしたところ、品物が動き高所作業車に当たり倒れて受傷した。	28	11209	～ 49
11	9～ 10	倉庫東側門型ヤードにおいて被災者であるクレーン運転手、玉掛け作業者は、トレーラーにH600×200×11/17 (SN400B) 10M-3本・1結束を積んだ。その後、トレーラーの運転手がトレーラー上にてワイヤーの片側を外す作業を終えたので、クレーンの運転手はクレーンのフックをトレーラーの横側へ移動し、玉掛け作業者の手が届く位置まで下げた。(その時のフックの位置は製品の一部フランジより下がっている。) 玉掛け作業者はワイヤーを製品から抜き、掛け直す為にフックの側までトレーラーの横側を移動していたところ、クレーンの運転手が巻き上げ操作をした。その際、3本結束の内、トレーラーの一番外側にある製品のフランジ部分にフックが引っ掛かり製品が落下してきた為に、トレーラーの横にいたクレーン運転手、玉掛け作業者の計2名が挟まれ負傷した。	49	11001	30 ～ 49
11	17～ 18	レーザー切断機に天井クレーンにてアルミ板をセッティング移動中に、20cmほどバキュームリフトで吊り上げたが落下した。その際、右手で板を下部より支えていたため、土台(滑り止め板)に挟まれ、人差し指を負傷した。原因、アルミ板上のバキュームリフト吸着箇所の掃除が出来ていなかった。	40	11501	10 ～ 29
11	11～ 12	会社工場内においてクレーンでパイプ(350A×3m、300kg)を移動中に、置いてあった台車を動かそうとし台車とパイプに右手小指を挟まれ負傷した。	58	11301	1 ～ 9
11	13～ 14	歪取りの作業中、T字型に組んだ鋼材3.3m(約90kg)をクレーンにて、バタ角の上に置こうとしたところ、固定がしっかりしていなかった為、バタ角がずれてしまい、床に直接落下し、その間に右手中指、薬指の先端を挟んでしまった。	59	11209	10 ～ 29
12	15～16	屋外資材置場でクレーンの作業中に吊り具が左腕に当たり負傷した。	62	11501	10 ～ 29

12	15~16	自社資材置場で鋼材（H-300）を整理する為にクレーンにて鋼材を吊り、積み重ねている作業中に、被災者が後ろ向きで移動中、クレーンで吊り上げられた鋼材が荷ぶれを起こし、鋼材と鋼材の間に左足ふくらはぎ部を挟まれ被災した。	54	30199	30 ~ 49
12	8~9	集荷先である客先において、熱処理品が入ったパレットを、トラックの荷台上に上がって積み込む際、ホイストのリモコン操作を誤り、吊り荷が本人に向かって動き、他の積み荷との間に左足を挟んだ。	50	11001	50 ~ 99
12	13~14	自社工場内で、天井クレーンを使用して鉄骨を積み上げているとき、体のバランスを崩してしまったため操作を誤り、鉄骨が荷崩を起こしてしまった。その際、崩れ落ちてきた鋼材で足を負傷した。	45	11209	1 ~ 9
12	11~12	製缶工場で、作業座（約400kg）の溶接作業時に、一面の溶接が終わって二面目の溶接をするため、玉掛けをして2.8tホイストクレーンにて90度回転する際、隣の完成品の近くでペンダントスイッチでインチャージ操作をしていたところ、正面側（南北）のクレーンと作業座の芯は確認したが、東西側の芯のずれに気づかず、作業座が被災者側に横動きをしたとき、完成品の近くにいたため左足を負傷した。	37	11301	1 ~ 9

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to : https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_08.html